



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
10月16日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 条 例

- ※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(人事課) 3
- ※滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(総務事務・厚生課) 3
- ※滋賀県税条例の一部を改正する条例(税政課) 3
- ※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(税政課) 4
- ※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(財政課) 4
- ※滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(市町振興課) 7
- ※滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例(労働雇用政策課) 8

公布された条例のあらまし

- 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)
 - 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく居住環境向上用途誘導地区における用途の制限に係る建築物の特例許可に係る申請の受付に係る事務を市町に移譲することとしました。(別表関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- 滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(条例第44号)
 - 1 漁業法(昭和24年法律第267号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条関係)
 - 2 この条例は、令和2年12月1日から施行することとしました。
- 滋賀県税条例の一部を改正する条例(条例第45号)
 - 1 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第66条関係)
 - 2 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(付則第8条関係)
 - 3 1は大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の施行の日から、2はこの条例の公布の日または中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第58号)の施行の日のいずれか遅い日から施行することとしました。
- 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第46号)
 - 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第2条関係)
 - 2 この条例は、この条例の公布の日または中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第58号)の施行の日のいずれか遅い日から施行することとしました。
- 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(条例第47号)
 - 1 理容師法および美容師法に基づく事務手数料のうち理容所の検査または美容所の検査の手数料について、営業譲渡を受けた者が検査を受ける場合の手数料を新たに設定することとしました。(第2条および別表第34の2関係)

- 2 興行場法第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業譲渡を受けた者が申請する場合の手数料を新たに設定することとしました。(第2条関係)
- 3 旅館業法に基づく事務手数料のうち旅館業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業譲渡を受けた者が申請する場合の手数料を新たに設定することとしました。(第2条および別表第34の3関係)
- 4 公衆浴場法第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業譲渡を受けた者が申請する場合の手数料を新たに設定することとしました。(第2条関係)
- 5 クリーニング業法に基づく事務手数料のうちクリーニング所の検査の手数料について、営業譲渡を受けた者が検査を受ける場合の手数料を新たに設定することとしました。(第2条および別表第43の2関係)
- 6 食品衛生法に基づく事務手数料のうち営業の許可の申請に対する審査の手数料について、営業譲渡を受けた者が申請する場合の手数料を新たに設定することとしました。(別表第34関係)
- 7 建築基準法に基づく事務手数料について、居住環境向上用途誘導地区内における用途の制限に係る建築物の特例許可の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとしました。(別表第43関係)
- 8 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料について、低炭素建築物新築等計画の認定において、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法による評価により審査を行った場合についても、手数料を徴収するため、必要な規定の整備を行うこととしました。(別表第68関係)
- 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料について、建築物エネルギー消費性能適合性判定等において、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法による評価により審査を行った場合についても、手数料を徴収するため、必要な規定の整備を行うこととしました。(別表第69関係)
- 10 その他
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、(2)の一部は令和2年12月1日から、1から6までは令和2年12月15日から施行することとしました。
 - (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**(条例第48号)
 - 1 肥料取締法(昭和25年法律第127号)の一部改正による題名の改正等に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(別表第1関係)
 - 2 この条例は、令和2年12月1日から施行することとしました。
- **滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例**(条例第49号)
 - 1 公共職業訓練について、オンラインによる訓練を実施できるよう必要な規定の整備を行うこととしました。(第5条および第6条関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第43号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表(15)の項イ中(マ)を(ミ)とし、(ナ)から(ネ)までを(ニ)から(マ)までとし、同項イ(ト)中「第2項」を「第2項ただし書」に改め、同項イ(ト)を同項イ(ナ)とし、同項イ(ク)の次に次のように加える。

(ト) 法第60条の2の2第1項第2号および第3項ただし書の規定による特例の許可に係る申請の受付
--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第44号

滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県恩給ならびに他の地方公共団体の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金および退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項第10号中「漁業法」を「漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)による改正前の漁業法」に、「(第85条第6項)」を「(以下この号において「30年旧漁業法」という。)第85条第6項」に、「同法第111条」を「漁業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第90号)による改正前の漁業法第111条」に、「同法第132条において準用する同法」を「30年旧漁業法第132条において準用する30年旧漁業法」に改める。

付 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第45号

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第66条第1項第1号中「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

付則第8条第14項中「第20条第2項」を「第18条第2項」に、「第19条第2項第3号」を「第17条第2項第3号」に、「第2条第12項第7号」を「第2条第11項第7号」に改める。

付 則

この条例中第66条第1項第1号の改正規定は大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の施行の日から、付則第8条第14項の改正規定はこの条例の公布の日または中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第58号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第46号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(昭和41年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第24条」を「第25条」に改める。

付 則

この条例は、この条例の公布の日または中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第58号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第47号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号を次のように改める。

(5) 理容師法および美容師法に基づく事務手数料

別表第34の2に定める額

第2条第2項第9号から第11号までを次のように改める。

(9) 興行場法に基づく事務手数料

興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき 22,000円(申請をしようとする者が興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000円)

(10) 旅館業法に基づく事務手数料

別表第34の3に定める額

(11) 公衆浴場法に基づく事務手数料

公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき 22,000円(申請をしようとする者が浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000円)

第2条第2項第23号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「または第2項」を「または第3項」に改め、同項第29号を次のように改める。

(29) クリーニング業法に基づく事務手数料

別表第43の2に定める額

第2条第2項第30号中「別表第43の2」を「別表第43の2の2」に改める。

別表第34注を同表注2とし、同表に注1として次のように加える。

- 1 (3)の項に掲げる許可の申請をしようとする者が同項の営業を営む者から当該営業を譲り受けた者である場合における手数料の額は、同項に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ継続営業の場合の手数料の金額と同一の金額とする。

別表第34の次に次の2表を加える。

別表第34の2

理容師法および美容師法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の規定に基づく理容所の検査または美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき 17,000
イ 理容師法第11条第1項の届出をした者が理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合または美容師法第11条第1項の届出をした者が美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合	同 13,000
(2) 理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査に関する確認済証または美容師法第12条の規定に基づく美容	同 540

所の検査に関する確認済証の再交付の手数料	
----------------------	--

別表第34の3

旅館業法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合 イ 申請をしようとする者が旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者である場合	1件につき 22,000円 (特定の季節または一時的に経営する場合にあつては、12,000円) 1件につき 16,000円
(2) 旅館業法第3条の2第1項または第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	同 7,500円

別表第40(1)の項中「第10条」を「第69条第1項」に改め、同表(2)の項中「第14条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)」を「第72条第6項」に、「漁業権」を「団体漁業権」に改め、同表(3)の項中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同表(4)の項中「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「定置漁業権または区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同表(5)の項中「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に、「定置漁業権または区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同表(6)の項中「第36条第1項(同条第4項)」を「第88条第1項(同条第5項)」に改める。

別表第43(22)の2の2の項中「同条第2項」を「同条第2項ただし書」に改め、同項を同表(22)の2の3の項とし、同項の前に次のように加える。

(22)の2の2 法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率もしくは壁面の位置または同条第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
--	----------

別表第43の2を別表第43の2の2とし、別表第43の次に次の1表を加える。

別表第43の2

クリーニング業法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下この表において「法」という。)第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第5条第1項の届出をした者がクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合	円 1件につき 17,000 同 13,000
(2) 法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査に	同 540

関する確認済証の再交付の手数料		
(3) 法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許の手数料	同	6,200
(4) 法第7条第1項の規定に基づくクリーニング師の試験の手数料	同	7,800
(5) クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)第1条第2項の規定に基づくクリーニング師の免許証の訂正の手数料	同	3,400
(6) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師の免許証の再交付の手数料	同	3,800

別表第53(23)の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表(24)の項中「第14条第6項(同条第9項)」を「第14条第7項(同条第13項)」に改め、同表(25)の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

別表第68(2)の項ア(ア)中「標準入力法または主要室入力法の評価による」を「(イ)に掲げるもの以外の」に改め、同表注1中「標準入力法」、「主要室入力法」および「それぞれ」を削る。

別表第69(1)の項ア(ア)およびイ(イ)中「標準入力法または主要室入力法の評価による」を「(イ)に掲げるもの以外の」に改め、同項イ(イ)中「(ア)に掲げるもの以外の」を「モデル建物法の評価による」に改め、同表(2)の項ア(ア)および(6)の項ア(ア)中「標準入力法または主要室入力法の評価による」を「(イ)に掲げるもの以外の」に改め、同表注2中「標準入力法」、「主要室入力法」および「それぞれ」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第2項第23号および別表第40の改正規定 令和2年12月1日
- (2) 第2条第2項の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、別表第34の改正規定、同表の次に2表を加える改正規定および別表第43の2を別表第43の2の2とし、別表第43の次に1表を加える改正規定 令和2年12月15日

 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第48号

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。
 別表第1第1項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項」を「第3項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第49号

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例
滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成24年滋賀県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「より」の右に「、必要に応じて」を、「面接指導」の右に「またはそのいずれか」を加える。

第6条第1項第3号中「添削指導を行うほか、必要に応じ、面接指導」を「、必要に応じて添削指導および面接指導またはそのいずれか」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。